

判決年月日	平成 2 4 年 7 月 4 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成 2 3 年（行ケ）第 10313号		
○特許法 1 5 3 条 2 項にいう「当事者の申し立てない理由」とは，新たな無効理由の根拠法条の追加や主要事実又は引用例の追加等，不利な結論を受ける当事者にとって不意打ちとなりあらかじめ通知を受けて意見を述べる機会を与えなければ著しく不公平となるような重大な理由をいうものであって，特定の引用例に基づいて当該発明が容易に想到できるか否かの判断の過程における一致点や相違点の認定は，上記「当事者の申し立てない理由」には当たらない。			

（関連条文）特許法 1 5 3 条 2 項

本件は，原告が，被告の「遊技機」に係る特許に対し特許無効審判を請求したところ，請求不成立審決がされたところから，その取消しを求める事案である。原告の取消事由の 1 つは，容易想到性に係る判断の誤りをいうものであり，その中で，原告は，無効審判請求書において審判請求人であった原告が主張した一致点及び相違点と異なる一致点及び相違点を認定した本件審決には，特許法 1 5 3 条 2 項に違反する違法があるなどと主張した。

本判決は，概要，以下のとおり判示するなどして，原告の請求を棄却した。

「特許法 1 5 3 条 2 項は，審判において当事者が申し立てない理由について審理したときは，審判長は，その審理の結果を当事者に通知し，相当の期間を指定して，意見を申し立てる機会を与えなければならないと規定している。これは，当事者の知らない間に不利な資料が集められて，何ら弁明の機会を与えられないうちに心証が形成されるという不利益から当事者を救済するための手続を定めたものである。

したがって，特許法 1 5 3 条 2 項にいう「当事者の申し立てない理由」とは，新たな無効理由の根拠法条の追加や主要事実又は引用例の追加等，不利な結論を受ける当事者にとって不意打ちとなりあらかじめ通知を受けて意見を述べる機会を与えなければ著しく不公平となるような重大な理由をいうものであって，特定の引用例に基づいて当該発明が容易に想到できるか否かの判断の過程における一致点や相違点の認定は，上記「当事者の申し立てない理由」には当たらないと解される。よって，審決における特定の引用例との一致点や相違点の認定が，審判手続における当事者の主張するそれと異なっていたとしても，そのことをもって直ちに同項に違反するものとはいえない。また，特許無効審判の判断の過程において，当事者の一致点や相違点に係る主張に拘束されるものではない。」